



各位

平成 29 年 5 月 23 日

会社名 三京化成株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川和夫
(コード番号 8138)
問合せ先 取締役管理部長 糸原博一
(TEL 06-6271-1881)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 91 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所を含む全国証券取引所が、全ての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一する期限を平成 30 年 10 月 1 日に定めたことから、当社は当社株式の単元株式数を 100 株に変更することといたします。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、本単元株式数変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案ならびに株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 100 株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施（以下、「本株式併合」といいます。）することといたしました。

(2) 併合の内容

- ・併合する株式の種類 普通株式
- ・併合の割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式について、10 株を 1 株の割合で併合いたします。

・併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	15,600,000 株
今回の併合により減少する株式数	14,040,000 株
株式併合後の発行済株式総数	1,560,000 株

（注）「今回の併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

（3）併合により減少する株主数

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	2,273 名（100.00%）	15,600,000 株（100.0%）
10 株未満	238 名（10.47%）	290 株（0.002%）
10 株以上	2,035 名（89.53%）	15,599,710 株（99.998%）

（4）1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には会社法第 234 条及び第 235 条の定めに基づき一括処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

（5）効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成 29 年 10 月 1 日をもって、発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	51,850,000 株
変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日付）	5,185,000 株

（6）併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案ならびに本単元株式数変更及び発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

（1）変更の理由

- ① 上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 8 条を変更するものであります。
なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。
- ② インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続の簡素化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(公告の方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,185万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,185,000株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	<u>附則</u> <u>第1条 第6条及び第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本条は平成29年10月1日の経過後、これを削除するものとする。</u>

(3) 変更の条件

第6条及び第8条の変更ならびに附則第1条の新設については、本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び本変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成29年6月28日(本定時株主総会)
定款変更(第6条及び第8条ならびに附則第1条の新設)の効力発生日	平成29年10月1日
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係により、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式の変更とは、株主総会の議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少数の株式とすることです。

今回、当社では、10 株を 1 株に併合することを予定しております。

Q3. 単元株式数の変更及び株式併合の目的を教えてください。

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上等を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することをめざしております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

併せて、当社株式につき、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行います。

Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本の状況が変わることはありませんので、株式市況の変動等の他の要因を除けば、株主様にご所有の当社株式の資産価値への影響はありません。

株式併合後においては、株式併合前と比べて、株主様にご所有の当社株式数は、10 分の 1 となりますが、1 株当たりの資産価値は 10 倍となり、株価につきましても理論上は 10 倍となります。

具体例をあげてご説明いたしますと、株式併合の効力発生前後で、ご所有株式数及び資産価値等は理論上、次のとおりとなります。

	効力発生前	効力発生後	
ご所有株式数	1,000 株	100 株	10 分の 1
株価	250 円	2,500 円	10 倍
資産価値	250,000 円	250,000 円	変化なし

Q5. 所有株式や議決権はどうなりますか。

株式併合により、株主様をご所有の当社株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
例②	1,080 株	1 個	108 株	1 個	なし
例③	1,003 株	1 個	100 株	1 個	0.3 株
例④	800 株	なし	80 株	なし	なし
例⑤	137 株	なし	13 株	なし	0.7 株
例⑥	9 株	なし	なし	なし	0.9 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、又は自己株式として買い取り、その代金を端数株式が生じた株主様に対し端数株式の割合に応じてお支払いいたします。

その代金につきましては、平成 29 年 12 月上旬にお支払いさせていただく予定にしております。

また、効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、当社株主としての地位を失うこととなります。

なお、効力発生前に、単元未満株式の買い取り又は 1,000 株に不足する株式の買増しをご請求いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることもできます。具体的なお手続きにつきましては、証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社まで、また証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座の株主様）は、東京証券代行株式会社までお問い合わせ下さい。

Q6. 受け取る配当金への影響はありますか。

株主様をご所有の当社株式数は、株式併合により 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を除けば、株式併合を理由とした株主様の受取配当金額への影響はありません。但し、株式併合により生じた端数株式（1 株に満たない株式）につきましては、上記のとおり、当社株主としての地位を失うことになるため、配当は生じません。

Q7. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 28 日	第 91 期定時株主総会
平成 29 年 9 月 26 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成 29 年 10 月下旬	株式割当通知の発送
平成 29 年 12 月上旬	端数株式処分代金のお支払い

【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社又は下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都千代田区神田錦町三丁目 11 番地

東京証券代行株式会社

電話 0120-49-7009 (フリーダイヤル)

受付時間 平日 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)